

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：いわき緑化興業株式会社（法人番号9380001012386）
業者の住所：福島県いわき市植田町南町2-5-4
2. 指名停止措置期間：令和3年3月30日から令和3年4月29日まで
（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：
いわき緑化興業（株）は、福島県発注工事において、主任技術者を専任で現場に配置しなければならないところ、営業所に常勤して専らその業務に従事すべき営業所の専任技術者を配置していたことが建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、令和2年12月24日、福島県知事より指示処分を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内

○「工事請負契約に係る指名停止措置等の措置要領の運用基準について」（抜粋）

記7 付表第2 関係

(6) 建設業法違反行為（第13号及び第14号関係）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 省略

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合